



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年5月10日火曜日 第2265号

◇ 目 次 ◇

公共測量の終了の通知.....	465
落札者等の告示.....	465
土地改良区役員の就退任の届出(2件).....	465
土地改良区の定款変更の認可.....	466
道路の区域変更(県道久谷森松停車場線).....	466
道路の区域変更(一般国道378号).....	466
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	466
土地改良区の定款変更の認可(2件).....	468
道路の供用開始(一般国道378号).....	468

公 告

建設事業総合管理システム用機器の借入れ.....	468
--------------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第625号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、新居浜市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成23年5月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量(4級基準点測量、街区・画地出来形確認測量)
- 2 作業期間 平成22年10月26日から平成23年3月31日まで
- 3 作業地域 新居浜市庄内町四丁目、庄内町五丁目、坂井町一丁目、坂井町二丁目

○愛媛県告示第626号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成23年5月10日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
愛媛県旅費システム運用・保守管理業務一式	愛媛県出納局審査課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成23年4月1日	株式会社日本旅行 東京都港区新橋二丁目20番15号新橋駅前ビル1号館	16,065,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号の規定による。

○愛媛県告示第627号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市高岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年5月10日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	貞 徳 勇 児	松山市高岡町695番地
監 事	重 松 信 二	松山市高岡町575番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	貞 徳 勇 児	松山市高岡町695番地

○愛媛県告示第628号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市西長戸町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年5月10日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 田 久 典	松山市西長戸町820番地
"	渡 部 憲 雄	松山市西長戸町823番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 隆 之	松山市西長戸町840番地
"	森 田 敏 朗	松山市西長戸町854番地

○愛媛県告示第629号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、伊豫郡大谷池土地改良区の定款の変更を認可した。

平成23年 5月10日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

○愛媛県告示第630号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 5月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	久谷森松停車場線	松山市浄瑠璃町甲1015番地から 同町甲425番地1地先まで	旧	メートル 3.5～6.3	キロメートル 0.053	
			新	6.2～10.6	0.053	

○愛媛県告示第631号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 5月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	伊予市双海町串字飛ノ子甲2403番20から 同町串字飛ノ子甲2403番21地先まで	旧	メートル 12.2～15.6	キロメートル 0.148	
			新	15.6～23.6	0.148	

○愛媛県告示第632号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県宇和島保健所及び宇和島市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成23年 5月10日

愛媛県宇和島保健所長 富 田 直 明

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

西松建設 株式会社
東京都港区虎ノ門1丁目20番10号
代表取締役社長 近藤 晴貞

2 事業場の名称及び所在地

平成22 - 24年度 近家トンネル第2 工事
愛媛県宇和島市津島町岩松甲582 - 6

3 特定施設に関する事項

特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第55号、生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
特 定 施 設 の 能 力	1時間当たり22.5立方メートル処理
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後30日

使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	断続使用	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 10.0～13.0 最大 10.0～13.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2,500 最大 3,000
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5.0 最大 7.0
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.075 最大 1.0
		通常 1.6 最大 2.0

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 沈殿槽、中和設備

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後30日		
使用開始の予定年月日	完成の翌日		
処理施設の種類	物理処理		
処理施設の型式	沈殿槽、中和装置		
処理施設の構造	鋼板製		
処理施設の主要寸法	縦 2.0メートル 横 3.0メートル 高さ 2.0メートル		
処理施設の能力	1時間当たり10立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	自然沈降 + pH調整		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~13.0 最大 10.0~13.0	通常 10.0~11.0 最大 10.0~11.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2,500 最大 3,000	通常 250 最大 300
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 7.0	通常 5.0 最大 7.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.075 最大 1.0	通常 0.075 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1.6 最大 2.0	通常 1.6 最大 2.0	

(2) 濁水処理施設

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後30日		
使用開始の予定年月日	完成の翌日		
処理施設の種類	物理処理 + 化学処理		
処理施設の型式	スギジェット式シックナー		

処理施設の構造	鋼板製		
処理施設の主要寸法	縦 4.58メートル 横 2.22メートル 高さ 4.917メートル		
処理施設の能力	1時間当たり30立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	凝集沈殿 + pH調整		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~11.0 最大 10.0~11.0	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 250 最大 300	通常 20 最大 25
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 7.0	通常 5.0 最大 7.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.075 最大 1.0	通常 0.075 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 177 最大 327	通常 177 最大 327	

備考：処理後の汚水等は、用水として一部再利用する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 25
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 7.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.075 最大 1.0
	汚水等の1日当たりの量	通常 177 最大 327

○愛媛県告示第633号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、五十崎国営開発土地改良区の定款の変更を認可した。

平成23年 5月10日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

○愛媛県告示第634号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、五十崎土地改良区の定款の変更を認可した。

平成23年 5月10日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

○愛媛県告示第635号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 5月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	西予市三瓶町周木字上伊崎1番耕地167番から 同町周木字上伊崎1番耕地118番1地先まで	平成23年 5月10日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年 5月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
建設事業総合管理システム用機器の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
建設事業総合管理システム用機器一式（サーバ8台、周辺機器一式、ソフトウェア一式、保守一式、据付、撤去を含む）
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
平成23年12月1日から平成28年11月30日まで
- (5) 借入場所
知事が指定する場所
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに、要求する仕様の機器を確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 営業種別「その他」営業種目「レンタル・リース」又は、営業種別「文具・事務用機器類」営業種目「事務機器」について平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達契約締結希望」の登録をしている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県土木部管理局土木管理課技術企画室
システム管理係
〒790 - 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089) 912 - 2649
- (2) 入札書の受領期限
平成23年6月20日（月）午前10時
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成23年6月20日（月）午前10時
愛媛県庁第二別館5階土木部入札室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合

は、これに応じなければならない。

ア 受領期限

平成23年 6月 3日（金）午後 5時

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased :

Computer Equipment and Related Services for Total Management System on Construction Works , 1 set (Server System 8 units , Complete Set of Peripherals , Complete Set of Software , Complete Set of Maintenance , including installation and removal)

(2) Time limit of tender : 10:00 a . m . , 20 June , 2011

(3) For further information , please contact :

System Administration Section , Technology and Planning Office , Public Works Administration Division , Administration Subdepartment , Public Works Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime
790 8570 Japan
Tel 089 912 2649